

## 2 - 2

## 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

## 1 施策の方向性

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現に向け、障害のある人の、**自らの**意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域移行を推進し、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられる取組みを進めるとともに、誰もが個人としての尊厳が重んじられた日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種支援の充実に取り組みます。

相談支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が中心となり、障害のある人等の地域生活全般に関する問題についての相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行っています。

相談件数が著しく増加していることから、市内に複数の相談窓口を新たに設置し、相談者の利便性を向上させるとともに支援の質の向上を図ります。

加えて、障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後だけでなく、親が介護できない状況を見据えて、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業を実施し、相談や緊急時の受け入れ等の様々な支援を市内事業所や関係機関で行える体制を整備します。

また、障害福祉サービス等の利用の推進や障害のある子供への支援の充実を図るとともに、それを支える障害福祉人材の育成・確保等にも取り組むとともに、補装具費、日常生活用具費の支給を行うことで生活の質の向上を図ります。

さらに障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した情報の提供や意思疎通の支援に取り組みます。

令和7年6月に施行された手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるよう、手話通訳者の**設置・派遣事業および養成事業を実施するとともに、要約筆記者の設置・派遣事業および養成事業や、盲ろう者通訳・介助員による派遣事業および養成事業等を実施し、意思疎通支援を推進**します。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進
- (3) 障害のある子供への支援の充実
- (4) 補装具費、日常生活用具費の支給
- (5) 情報提供の充実
- (6) 意思疎通支援の充実

## 2. 主要課題と取組内容

### (1) 相談支援体制の充実

#### 1 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備

##### (1) 相談支援体制の充実

#### 現状

- 1 船橋市自立支援協議会では、関係機関等が相互に連絡を取り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図っています。  
また、地域の実情に応じた体制の整備についての協議も行っています。
- 2 船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。  
就労支援部会、権利擁護部会、地域移行・福祉サービス部会、障害児部会を定期的に開催し、各分野の課題について検討を行っています。

#### 2 相談支援体制の充実

##### (1) 相談支援体制の充実

#### 現状

- 1 船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。  
また、会員間での研修会・勉強会の定期開催を通じて、相談支援事業者の人材育成や連携強化に取り組んでいます。
- 2 市内4事業所への委託により障害者（児）総合相談支援事業を行っています。  
市内全域に利用者がおり、相談内容が複雑化・重度化していることを踏まえ、窓口の複数化を進め、相談者の利便性の向上を図っています。

#### 3 計画相談支援の推進

##### (1) 相談支援体制の充実

#### 現状

- 1 船橋市では障害のある人や障害のある子供の心身の状況やサービス利用の意向を踏まえ、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を推進しています。  
具体的には、障害福祉サービス継続時の書面や新規サービス利用時の案内、受給者証の新規作成・更新案内時に計画相談支援及び障害児相談支援の利用について周知を行っています。

## 取組内容

担当課

- 1 船橋市自立支援協議会では、専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を継続します。  
関係機関等の相互連絡や障害者施策等に関する情報共有を通じて、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を進めます。  
障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の相談支援体制について検討します。
- 2 船橋市自立支援協議会専門部会において、障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行います。  
各専門部会での検討結果を船橋市自立支援協議会へ報告し、施策の立案や改善に結び付けます。

障害福祉課

障害福祉課、療育支援課

## 取組内容

担当課

- 1 船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。
- 2 障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、地域の社会資源を活かして市内の各地域に相談窓口を設置し、相談者の利便性を向上します。

障害福祉課、療育支援課、児童相談所開設準備課

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 利用者に対し、サービスの申請時のほか市のホームページや障害福祉のしおりなどを通じて周知を行い、計画相談支援及び障害児相談支援の充実に努める方針です。  
また、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら取り組みます。

障害福祉課、療育支援課

#### 4 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

##### 現状

- 1 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。触法障害者等の困難事例への対応や、助言、緊急性を要するケースのサービス等利用計画作成など、専門的な支援を行っています。  
各分野の関係機関との連携・調整を図り、また各種研修を通じて地域の相談支援体制の充実に努めています。

#### 5 障害者相談員による相談の実施

(1) 相談支援体制の充実

##### 現状

- 1 身体障害者相談員及び知的障害者相談員が、身体障害者福祉センター、船橋駅前総合窓口センター、電話等で市民からの相談に対応しています。

### (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

#### 1 障害福祉サービス等の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

##### 現状

- 1 障害のある人の個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス等の支援を行っています。

#### 2 グループホームの充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

##### 現状

- 1 障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費に関する補助金を交付し、支援を行っています。
- 2 グループホーム間の連携やサービスの質の向上のため、船橋市グループホーム連絡協議会において情報の集約や勉強会を開催しています。  
各グループホームの空き情報を毎月集約し、市及び基幹相談支援センター等へ情報提供を行っています。

## 取組内容

担当課

- 1 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、相談支援における困難事例への助言、関係者間の連携・調整など相談支援体制の充実を図ります。  
地域の相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行い、地域全体の相談支援の質の向上を目指します。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 障害者相談員に対する研修を定期的実施し、障害のある人やその家族にとって身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。  
また、通所事業所や短期入所等の障害福祉サービス事業所は今後も需要が見込まれることから、社会福祉法人等で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」などの意見を踏まえ、医療的ケアが必要な人も含め受け入れ先の確保に向けた取組みの検討を行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行います。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 障害福祉サービス等に係る報酬改定等の社会情勢の変化に応じて検討を行い、グループホームの運営費の補助を継続します。
- 2 船橋市グループホーム連絡協議会において、情報の共有や勉強会を定期的に行い、グループホーム間の連携強化と資質向上を図ります。  
各グループホームの空き状況等を継続的に集約し、グループホーム利用に係る手続きの円滑化を図ります。

障害福祉課

### 3 福祉ホーム・生活ホームによる支援

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

#### 現状

- 1 福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人への居室提供及び日常生活に必要な支援を行っています。

### 4 グループホーム等入居者家賃補助の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

#### 現状

- 1 障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームに入居している障害のある人に対して家賃の一部を補助しています。

### 5 難病患者に対する障害福祉サービス等の支援

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

#### 現状

- 1 難病患者の個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス等の支援を行っています。保健総務課と連携し、難病患者に対する障害福祉サービス等の周知と支援を推進しています。対象疾患拡大等の制度変更に対応しています。

### 6 障害福祉を支える人材の確保

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

#### 現状

- 1 障害福祉サービス等に従事する職員を確保するため、就職説明会の開催や外国人介護人材の受け入れに係る費用の助成を事業所に対して行っています。  
介護職員初任者研修や実務者研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。  
障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業費補助金を交付し、業務効率化を支援しています。  
**児童発達支援センターに対して、人材確保に資するための職員待遇補助を行っています。**

### 7 障害児等療育支援事業の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

#### 現状

- 1 在宅の障害のある子供や障害のある人の地域生活を支えるため、身近な地域での療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。  
具体的には、市内外の事業所に委託し、外来・訪問・施設指導による相談支援を実施しています。

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を継続して行います。  
また、生活ホームについてはグループホームへの移行を図ります。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ グループホーム・生活ホームの家賃補助を行うことにより、障害のある人のグループホーム・生活ホームでの生活を支援し、障害のある人の地域移行を推進します。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進します。  
また、対象疾患拡大等の動きにも適切に対応します。

障害福祉課、保健総務課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 説明会の開催や各種補助を継続し、障害福祉サービス等に従事する職員の確保を図ります。  
また、人材確保のための方策について検討します。

障害福祉課、療育支援課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 障害福祉サービスの利用を促進する観点から、障害児等療育支援事業の受託事業所数の増加を図るなど、障害のある人とその家族が利用しやすい環境整備を推進します。

障害福祉課

## 8 重度化・高齢化への対応

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 地域生活支援拠点事業を実施し、障害のある人やその家族が安心して地域で生活し続けられるため、地域全体で支援するネットワークの形成を図ります。  
この取り組みの一環として、ネットワーク内での情報連携等の業務を担う拠点コーディネーターを配置し、緊急時を見越した相談支援や、緊急時の受け入れ対応や短期入所の一時受け入れの調整を地域の相談支援事業所と共に実施するほか、入所施設や病院からの地域移行者に対する体験の機会・場の提供などの移行支援を行っています。
- 2 簡易マザーズホームには肢体不自由児に対応するため、保育士に加えて理学療法士、看護師、作業療法士を配置しています。  
民設民営の児童発達支援センターに対して、さざんか学園（公設公営。平成27年7月閉園）と同等の水準で療育が提供できるように、人材確保に資するための職員待遇補助を行っています。
- 3 重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成しています。
- 4 障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。  
具体的な取り組みとしては、月ごとに65歳を迎える各サービス利用者を把握し、介護保険への切り替え案内を送付しています。

## 9 困難事例への対応について

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。  
また、矯正施設を退所した障害のある人に対する支援を、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に行っています。  
さらに、地域移行・地域定着に向けた取り組みを実施し、困難事例への対応を進めています。

## 取組内容

担当課

- 1 地域生活支援拠点等の面的整備を進め、拠点コーディネーターや地域の事業所により緊急時を見越した相談支援、緊急時の受け入れ相談対応や短期入所の一時受け入れの調整を行える体制整備やネットワークの形成を図っていきます。
- また、拠点コーディネーターにより緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握・登録を受け付け、緊急時に対応可能な体制の形成を図ります。
- そのほか拠点コーディネーターが、入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場を移行する方に対する体験の機会・場の提供などの移行支援を通じて入所施設や医療機関とのネットワーク形成を行っていきます。

障害福祉課

- 2 障害の重度化や重複化に対応するため、公設の療育施設における専門職員の配置を継続し、サービスの継続性と質の向上を図ることを目指しています。
- また、児童発達支援センターの機能強化を通じて、同センターが地域における中核的支援施設としての役割を担えるよう体制整備を進めます。

療育支援課

- 3 重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行います。

障害福祉課

- 4 介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。
- さらに、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携強化を図り、切れ目のない支援体制を整備することを目指しています。
- また、親亡き後の不安を解消するための取組みとして、地域での生活の場であるグループホームの質の向上や将来に渡り様々なサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用推進を図ります。

障害福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課

## 取組内容

担当課

- 1 強度行動障害者の支援を行う施設への支援について、適宜見直しを図り、適切な支援を継続する方針です。
- また、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所等)を退所した障害のある人に対する支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に関係機関との連携のもと、地域移行・地域定着支援を推進します。

障害福祉課

## 10 成年後見制度の利用の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 船橋市では、成年後見制度の利用推進のため以下の取組を行っています。  
船橋市障害者成年後見支援センターでは、障害者の困難事例の法人後見受託や電話相談等を実施しています。  
船橋市権利擁護サポートセンター（令和4年度設置）では、判断能力が十分でない人の権利擁護のため、パンフレット作成や講演会による普及活動、二次相談対応を行っています。  
また、「権利擁護サポーター養成講座」による担い手育成や、専門職相談体制と意思決定支援研修を実施しています。  
さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、船橋市権利擁護支援等推進協議会を設置し、司法・医療・福祉等の関係機関による地域連携ネットワークを推進しています。  
このほか、事例検討や申立ての受任者調整を行う定例会議も設置しています。

## 11 生活訓練等事業の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 視覚障害者、特に中途失明者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行っています。個々の視覚障害者の状況に合わせた訓練指導を実施し、自立や社会参加の促進を図っています。  
また、視覚障害者からの相談を受け付け、適切な支援につなげる体制を整えています。

## 12 精神障害者の社会復帰施策の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることを目的に、デイケアクラブを実施しています。  
このクラブでは、市内ボランティア団体の協力を得て、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等を行っています。

## 13 一時介護の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 障害のある人を介護している家族が病気等の理由で一時的に介護が困難となった時、または自活する障害のある人が一時的に介護が必要となった時、福祉施設または福祉団体に介護を依頼した場合にその費用を助成することにより、障害のある人とその保護者の福祉の増進を図っています。

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市障害者成年後見支援センターでは、電話相談や市からの依頼による法人後見受託を継続し、成年後見制度の普及啓発活動を強化します。

また、後見人等の担い手育成や支援体制を強化します。

権利擁護サポートセンターでは、権利擁護支援や成年後見制度の二次相談、普及啓発を行うとともに、後見人支援、権利擁護サポーター（市民後見人）の育成、権利擁護支援推進等協議会を継続して実施し、地域連携ネットワークを構築します。

障害福祉課、保健総務課、地域包括ケア推進課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を継続して実施します。

また、事業の利用促進を図り、より多くの視覚障害者の自立と社会参加を支援します。

専門職員による訓練の充実を図り、個々の障害特性に応じた支援を提供します。

さらに、視覚障害者が地域で必要な訓練を受けられる体制を整備します。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ デイケアクラブを継続して実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。

保健総務課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人を介護している家族が病気等の理由で一時的に介護が困難となった時、または自活する障害のある人が一時的に介護が必要となった時、福祉施設または福祉団体に介護を依頼した場合にその費用を助成することにより、障害のある人とその保護者の福祉の増進を図ります。

また医療的ケアを含む支援の充実を図り、多様なニーズに対応できる一時介護の体制を整備します。

障害福祉課

#### 14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

##### 現状

- 1 精神障害者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行っています。  
また、協議会との部会や事例検討会を定期的を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた議論を行っています。  
さらに、当事者・家族・関係機関が参加する協議の場を設け、多角的な視点から課題や解決策について検討しています。  
加えて、家族会との交流会、施設見学会、研修会、ピアサポーターと入院患者との交流会など、多様な事業を実施し、地域移行支援を推進しています。

#### 15 障害者等日中一時支援事業の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

##### 現状

- 1 障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。

#### 16 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

##### 現状

- 1 重度身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行っています。  
このサービスにより、重度身体障害者等の保健衛生の向上と家庭介護者の負担軽減に寄与しています。  
また、自宅での入浴が困難な方に対して、適切な入浴支援を提供しています。

#### 17 障害者等移動支援事業の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

##### 現状

- 1 屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある子供が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。

#### 18 福祉タクシー利用料金の助成

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

##### 現状

- 1 重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。  
当事者や家族の声を積極的に取り入れ、ニーズに即した多様な事業を継続・拡充し、当事者・家族・支援者間の連携強化と理解促進を図ります。

保健総務課、障害福祉課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人の日中活動の場の確保のため、日中一時支援事業を継続して実施します。  
また、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息等の支援を引き続き行います。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 自宅での入浴が困難な重度身体障害者等に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図る重度身体障害者等入浴サービス事業を継続して実施します。  
令和7年10月から、部分浴を含む清拭を行った場合の報酬を新設しました。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人の社会参加や通学等のための移動に対する支援は不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で支援を受けられるよう利用方法について検討するとともに、移動支援事業を継続して実施します。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 乗用タクシー及び車椅子や介護ベッドを積むことのできる福祉タクシー利用料金の一部の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。

障害福祉課

## 19 リフトカーによる移動支援の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 福祉リフトカーの利用支援を行い、障害のある人の社会参加を促す外出支援を実施しています。具体的には、歩行困難な重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のために福祉リフトカーによる移送を行っています。

## 20 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 身体に障害のある人が、自ら運転する自動車の改造を行う場合や、自動車運転免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。

## 21 障害者施設等通所交通費の助成

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。

## 22 船橋市福祉有償運送運営協議会の開催

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 運送者が新規登録、更新、変更等をする際には、運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送の必要性、対価、その他必要事項について協議を調べています。  
また、地域の関係者が集まり、福祉有償運送の安全性と利便性の確保に向けた方策を検討しています。  
さらに、登録団体に対しては、適切な運営がなされるよう、必要な手続き等の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っています。

## 23 食の自立支援事業の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に対し、食の自立支援事業を実施しています。  
この事業では、食事の配達サービスと栄養士による食生活相談を提供し、食の自立を支援しています。

## 取組内容

担当課

- 効率的な利用方法を図りつつ、重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供することにより、重度身体障害者及びねたきり老人等の社会参加のための外出の支援を行います。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 身体に障害のある人が、自動車を運転することにより社会参加が可能になるため、障害のある人が自ら運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。

障害福祉課、療育支援課

## 取組内容

担当課

- 船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性、安全性、利便性の確保に係る方策等の協議を継続して行う方針です。  
また、事業者に対し、福祉有償運送の相談・指導を引き続き実施します。

地域福祉課

## 取組内容

担当課

- 一人暮らし等の身体障害者の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施します。

障害福祉課

## 24 ふれあい収集の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集を行っています。

## 25 クリーンサポート収集の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

### 現状

- 1 障害のある人のみの世帯等で自分たちで粗大ごみを収集場所まで運ぶことができないときに、屋内からの持ち出し収集を行っています。

## (3) 障害のある子供への支援の充実

### 療育支援体制の整備

(3) 障害のある子供への支援の充実

### 現状

- 1 市内には、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の障害児通所支援事業所が設置されており、個々の発達特性に応じた支援が提供されるとともに、児童発達支援センターを中核に、福祉、教育部門などの関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の整備を図っています。  
こども発達相談センター、保健センター、こども家庭センター、地域保健課、子育て支援センター、保育運営課で定期的な連絡会議として発達支援のための情報交換会を開催し、多様化する障害児のニーズに対応するため、相互の情報共有及び連携強化に努め、きめ細かな支援体制の構築を目指しています。

## 2 切れ目のない指導・支援の充実

(3) 障害のある子供への支援の充実

### 現状

- 1 ライフサポートファイルの活用促進を図り、子供の成育歴や支援内容の記録・共有に努めています。  
また、保育所等訪問支援の活用促進や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供の集団生活への適応等を支援しています。

## 取組内容

担当課

- 日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、戸別収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。

資源循環課

## 取組内容

担当課

- 周りの方からの支援を受けられず、自力で粗大ごみを出すことが困難な障害のある人のみの世帯等を対象に、屋内からの持ち出し収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。

クリーン推進課

## 取組内容

担当課

- 地域の療育体制の充実に向けて、障害のある子どもを取り巻く社会的障壁の除去に取り組むとともに、身近な地域で専門的な支援を受けられるようサービス提供体制の充実を図ります。  
そのために、保育所等訪問支援の活用促進や、放課後等デイサービス事業所等の研修機会の提供、地域の関係機関との情報共有の場の設定などにより、インクルーシブな地域環境の整備を進めます。  
また、児童発達支援センター等の専門的機能を強化し、地域における中核的支援施設としての役割を拡充するとともに、医療的ケアを含む多様なニーズに地域で対応できるよう、施設整備等への補助や関係機関との連携体制を強化し、必要な体制整備を検討します。  
加えて、こども発達相談センターでは相談支援体制の強化と業務の効率化、改修等による施設の機能強化及び環境改善を図るとともに、継続相談の間隔の短縮に努めます。

地域保健課、こども家庭センター、地域子育て支援課、療育支援課

## 取組内容

担当課

- 支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。  
また、保育所等訪問支援の活用促進や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適應するための支援の充実を図ります。

療育支援課、総合教育センター

### 3 早期発見・早期療育の充実

(3) 障害のある子供への支援の充実

#### 現状

- 1 心理発達相談員や理学療法士等の療育の専門職が、個別相談や電話相談を通じて保護者の悩みに寄り添い、適切な療育につなげています。  
また、市内の幼稚園等の職員に対して巡回相談等を実施し、職員の資質向上を図るとともに、発達に遅れがある子供の早期発見・早期療育に努めています。

### 4 療育内容の充実

(3) 障害のある子供への支援の充実

#### 現状

- 1 療育支援に関する知識や具体的な支援方法について、巡回相談や発達支援のための講演会を通じて指導啓発を行い、子供への効果的な支援の実現に努めています。  
また、家族支援として、保護者が子供への対応方法を学ぶペアレントトレーニングを実施していま

### 5 保育所における障害のある児童の受け入れ

(3) 障害のある子供への支援の充実

#### 現状

- 1 「船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行っています。  
また、保育所のバリアフリー化を推進しています。  
さらに、医療的ケアを必要とする児童について、「船橋市内部疾患を有する児童の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、医療的ケアの種類や年齢の制限は設けず、個別の事例で判断を行っています。

### 6 幼稚園における障害のある児童の受け入れ

(3) 障害のある子供への支援の充実

#### 現状

- 1 障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。補助金の申請受付を年1回から年2回に増やし、より多くの幼稚園が補助を受けられるよう改善しました。

### 7 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ

(3) 障害のある子供への支援の充実

#### 現状

- 1 障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の程度に応じて職員の加配などを行っています。

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 心理発達相談員などの専門職による個別相談、電話相談を継続し、療育が必要な子供とその保護者を支え、適切に療育につなげます。
- また、合理的配慮義務化により、これまで以上に民間事業者も発達支援児を受け入れていくことから、巡回相談の充実とともに、幼稚園等の職員の資質向上を図り、早期発見・早期療育の体制を強化します。

療育支援課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 幼稚園・保育所等の職員に対する巡回相談や発達支援のための講演会を継続して開催し、職員の資質向上を図り、子供への効果的な支援を実現する方針です。
- また、ペアレントトレーニングを継続的に実施し、家族支援の充実を図ります。

療育支援課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 「船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行います。
- また、保育所のバリアフリー化を推進します。
- さらに、医療的ケアを必要とする児童について、「船橋市内部疾患を有する児童の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、保育の利用に適すると判断した児童の受け入れを行います。

保育運営課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行います。

学務課

## 取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある児童の受け入れを行います。

地域子育て支援課

## (4) 補装具費、日常生活用具費の支給

### 1 補装具費の支給

(4) 補装具費、日常生活用具費の支給

#### 現状

- 1 障害のある人の身体機能を補完または代替する補装具費の購入、借受け、または修理のため、補装具費の支給を行っています。

### 2 日常生活用具費の支給

(4) 補装具費、日常生活用具費の支給

#### 現状

- 1 障害のある人の日常生活や社会生活の便宜を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。

## (5) 情報提供の充実

### 1 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク(Fネット)事業の実施

(5) 情報提供の充実

#### 現状

- 1 聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。市が主催する講演会や光化学スモッグ注意報などの情報をファクシミリにて送信し、聴覚障害者への情報保障を行っています。

### 2 図書利用の支援

(5) 情報提供の充実

#### 現状

- 1 身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。声の図書は、ふなばし朗読の会「まつむし」に依頼し、新規分をCDに録音しています。また、在庫のテープも順次CDに録音し直しています。
- 2 障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配サービスを行っています。
- 3 視覚障害者に対し、録音図書等(朗読CD、カセットブック、点字図書、デイジー図書)や大活字本の貸し出しを行っています。また、対面朗読ができる部屋を提供しています。

## 取組内容

担当課

- 1 補装具費について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。  
さらに、補装具費支給制度の周知を強化し、必要な人が確実に利用できるよう情報提供を充実させます。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。  
さらに、制度の周知を強化し、必要な人が確実に利用できるよう情報提供を充実させます。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 ふなばし情報メールなどの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進します。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 声の図書・点字図書の貸し出しを継続して行う方針です。  
加えて、視覚障害者等の読書環境整備推進法に基づき、サービスの充実と人材育成に取り組みます。

障害福祉課

- 2 図書の宅配サービスを行います。

図書館

- 2 録音図書等の貸し出しや対面朗読室の提供を行います。

図書館

### 3 点字広報・声の広報の発行

(5) 情報提供の充実

#### 現状

- 1 広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。  
点字広報と声の広報を作成し、視覚障害のある利用者に情報を提供しています。  
声の広報については、音声データをホームページに掲載し、より多くの人が利用できるようにしています。

### 4 市のホームページにおける情報提供の推進

(5) 情報提供の充実

#### 現状

- 1 市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能・音声読み上げ機能など情報提供の推進を図っています。

### 5 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行

(5) 情報提供の充実

#### 現状

- 1 市議会だよりの音声版である声の市議会だよりや市議会だより点字版を発行し、市議会の情報提供の推進を図っています。  
これらを通じて、障害のある方等に定例会の内容や市議会に関するお知らせ等を伝えています。  
また、市議会だよりのお知らせ記事にて、利用方法等について周知を行っています。  
さらに、市議会ウェブサイトにも音声版(最新の2号分及び改選号)を掲載し、アクセシビリティの向上に努めています。

### 6 公文書の音声コード化

(5) 情報提供の充実

#### 現状

- 1 障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。音声コード化により、視覚障害者の行政情報へのアクセシビリティ向上に努めています。

**取組内容**

担当課

- Ⅰ 点字広報・声の広報を発行し、情報提供の推進を図ります。

広報課

**取組内容**

担当課

- Ⅰ 市のホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供の推進を図ります。

広報課

**取組内容**

担当課

- Ⅰ 声の市議会だより・市議会だより点字版、音声版を発行し、市議会の情報提供の推進を図ります。

総務調査課

**取組内容**

担当課

- Ⅰ 公文書の音声コード化については、今後も必要なものはコード化を行う方針です。

障害福祉課

## (6) 意思疎通支援の充実

### 1 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進

(6) 意思疎通支援の充実

#### 現状

- 1 手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。
- 2 手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行い、意思疎通支援の担い手となる人材の育成を図っています。

### 2 手話講習会の実施

(6) 意思疎通支援の充実

#### 現状

- 1 聴覚障害者が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。
- 2 健聴者で初めて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。  
この講習会は、前期は夜間、後期は昼間に同じ内容の講義を分けて実施し、幅広い参加を促しています。
- 3 身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。

### 3 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実

(6) 意思疎通支援の充実

#### 現状

- 1 盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。
- 2 盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳・介助員の養成を行っています。

## 取組内容

担当課

- 1 意思疎通支援の手段として、手話通訳者または要約筆記者の派遣の利用を推進します。

障害福祉課

- 2 専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進します。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 聴覚障害者への意思疎通支援のため、手話講習会を行います。  
加えて手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、聴覚障害者が手話を習得できるよう取り組みます。

障害福祉課

- 2 健聴者で初めて手話を学ぶ人を対象として講習会を行います。  
加えて手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、健聴者が手話に関する理解と関心を深め、習得の機会を創設するよう取り組みます。

障害福祉課

- 3 手話の学習を通じ、同じ仲間との交流を深め、孤立しがちな状況から社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。

障害福祉課

## 取組内容

担当課

- 1 盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を継続して行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

障害福祉課

- 2 盲ろう者通訳・介助員の養成を継続して行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

障害福祉課

#### 4 ヒアリンググループの貸し出しによる意思疎通支援の充実

(6) 意思疎通支援の充実

##### 現状

- 1 難聴者の聞き取りを支援するため、ヒアリンググループの貸し出しを行っています。市のホームページや障害福祉のしおりに掲載し、ヒアリンググループの周知を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ ヒアリンググループの貸し出しを行うことにより、難聴者の意思疎通支援を推進し、難聴者の自立と社会参加を促進する方針です。

障害福祉課